【特別寄稿】

浄化槽行政の新たな展開

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長　松田 尚之

１．はじめに

浄化槽は、処理性能が優れており、良好な水環境の保全に寄与する恒久的な生活排水処理施設である。一般家庭向けのものは自動車一台程度の広さがあれば設置でき、設置費用が安い上に、地勢の影響を受けにくく、かつ、短期間で設置できることから、経済的で投資効果の発現が早いという特長を持っている。浄化槽は、微生物の浄化機能を活用し、同じ汚水処理施設である集合処理施設などと同等の処理機能を有していることから、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮とあいまって、浄化槽による汚水処理施設の整備が進んでいる。また、浄化槽は生活排水を発生源で処理することから、身近な小川や水路に処理水を放流することで河川の水量を維持することができるとともに、清流を回復させる効果もあり、環境保全上健全な水循環に資する。さらに、近年の大規模災害においても被害を受けても復旧が早く災害対応力もあり、強靭なまちづくりの観点からも大きく期待されている。

汚水処理人口普及率は平成 29 年度末で 90.9％となったものの、依然として約 1,161 万人の国民の皆さんがくみ取り便所や単独処理浄化槽を利用し、生活雑排水が処理されず放流されている。人口５万人未満の市町村における普及率は 79.4％であり、これらの地域は人口密度が比較的低い地方部であることから、地域の特性を踏まえ、未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要である。

環境基本法に基づき、平成３０年４月１７日に閣議決定された第５次環境基本計画では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。少子高齢化が進む人口減少社会の中で、浄化槽は、効率的・経済的かつ柔軟に社会ニーズに対応することができる分散型汚水処理システムとして、地域循環共生圏の形成に貢献できるツールとして、その役割はますます重要になっていくものと考えている。

地球温暖化対策の中では、政府は、長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を、令和元年６月 11 日に地球温暖化対策推進本部で了承するとともに、閣議決定している。温暖化対策は我が国の大きな課題でもあり、浄化槽システムの更なる省エネ化を進め、低炭素社会に対応した整備推進が必要となっている。

2015 年 9 月にニューヨークで開催された国連「持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標（SDGs）では、すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する目標として、2030 年までに未処理の排水の割合を半減することが掲げられた。これを受け、国内における汚水処理未普及対策を急ぐと同時に、国際的にも我が国の浄化槽技術の移転を行う機会がでてきている。

このような時代背景のもと、浄化槽の更なる普及促進と管理の向上をすべく、令和元年になり、国会議員の先生方のご尽力により 14 年ぶりの浄化槽法改正が議員立法で成立するとともに、環境省においても単独処理浄化槽の転換等予算制度の大幅な見直しを行うこと

に至った。今般、一般社団法人浄化槽システム協会から、「令和元年度版浄化槽普及促進ハンドブック」において、これらの内容について浄化槽行政の最近の動向の一環として紹介いただけないかという提案をいただいたところでもあり、浄化槽の現状と課題と合わせて、令和元年度の浄化槽法改正の経緯やその内容、予算制度の見直し等について紹介させていただくこととしたい。

２．浄化槽の現状と課題

浄化槽の普及状況を見ると、平成 29 年度末時点で全人口の 9.2%、約 1,175 万人が浄化槽を使用しており、現在では、下水道などの集合処理施設（普及状況は全人口の 81.7%）と並んで生活排水処理施設の柱として重要な役割を担っている。人口５万人未満の市町村をみると、浄化槽普及率は 19.8%（下水道等の集合処理は 59.3%）となっており、地方部におけるその役割は特に高くなっている。【図１】

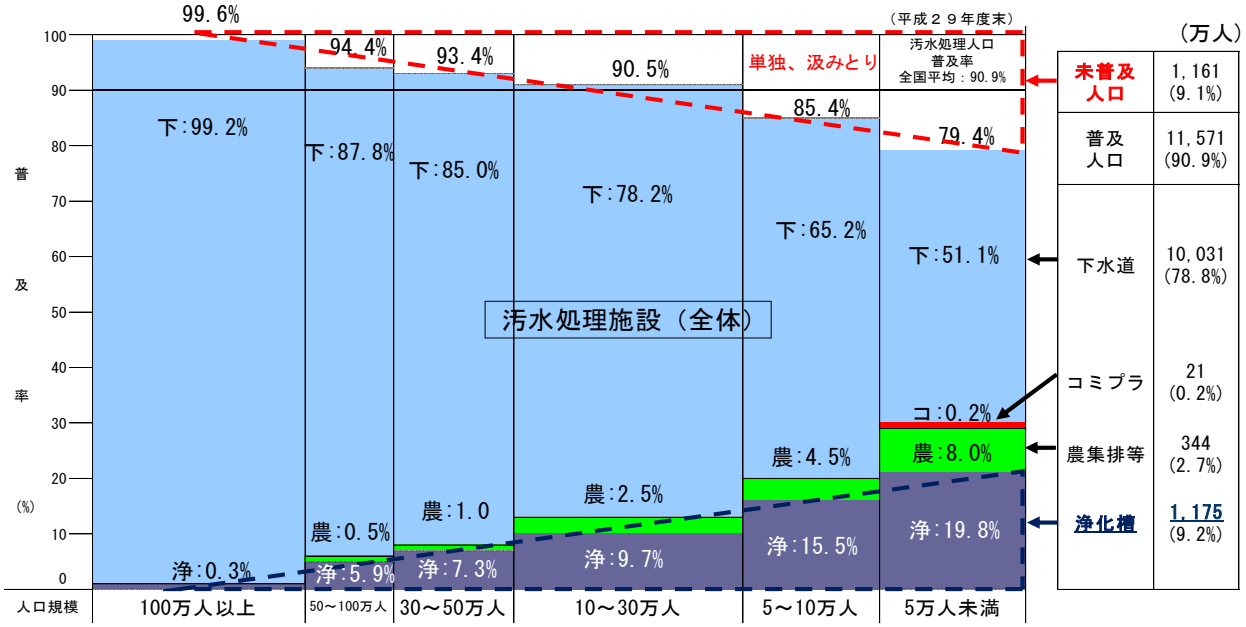

都市規模別汚水処理人口普及率（平成29年度末）

※東日本大震災の影響で調査不能な８市町村を除いた値。

人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い

図１　都市規模別の汚水処理施設の普及状況

浄化槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている、し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している問題が存在している。単独処理浄化槽は昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の高度成長期にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域における水洗化要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で単独処理浄化槽からの放流水による公共用水域への影響、水質汚濁が社会問題となり、平成 12 年に浄化槽法が改正され、平成 13 年 4 月 1 日より原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されている。以後の設置基数は、【図２】のとおり緩やかに減少しているものの、平成 28 年度末時点において浄化槽全設置基数約 759 万基の 52%にあたる約 400 万基が残存しており、大都市近郊の千葉県、埼玉県、静岡県及び愛知県などで特に多くなっている。

- 平成12年浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。
- し尿のみしか処理しない既存の単独処理浄化槽は徐々に減少するものの未だに約400万基存在。
- 老朽化した単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進が水質改善・防災対策のために重要。

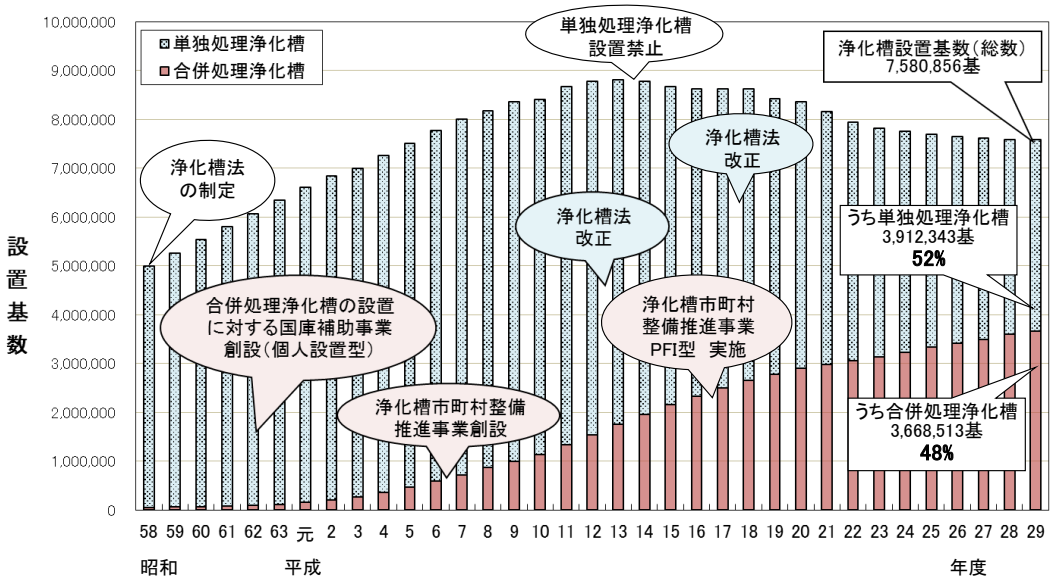

図２　浄化槽設置基数の推移（～２９年度末）

これらの単独処理浄化槽は、普及し始めてから、40～50 年経過するものも存在しており、40 年以上経過しているものは推計で約 100 万基も残存している。11 条検査の結果から、変形、漏水等をしている事例も約 6,000 件みられており、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるので、老朽化した単独処理浄化槽は特に転換を進める必要がある。さらに、この 11 条検査の受検率は 24%に過ぎなく、大量に存在する未受検単独浄化槽の中には、老朽化により破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことによりし尿が適切に処理されていないものも発生している可能性はある。【図３】

- 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約８倍の汚濁負荷となり、公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与える。
- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約400万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）
- 老朽化・破損・漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への転換が必要。

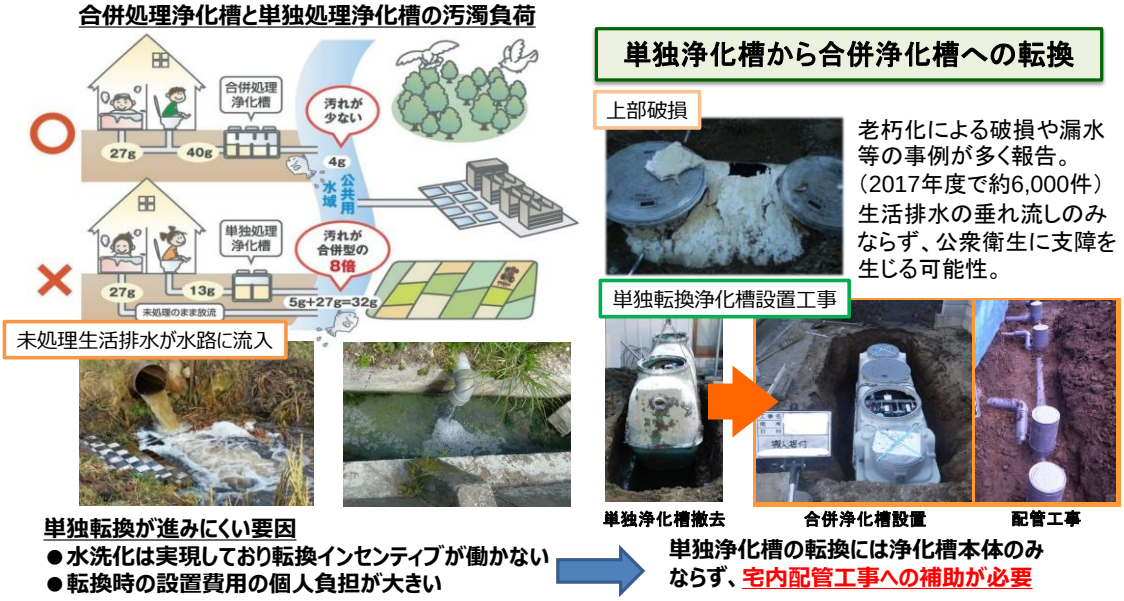

図３　単独処理浄化槽の転換

浄化槽法では、単独処理浄化槽の使用者は浄化槽への転換に努めなければならない、と努力規定が定められているが、既にトイレの水洗化が実現されていることや、転換にかかる経済的負担が大きい、単独処理浄化槽と浄化槽の区別も十分に認識されていない、などの理由により、転換インセンティブが非常に働きにくい状況がある。このような難しい状況の中、単独処理浄化槽から浄化槽への転換促進は、浄化槽行政において最優先課題となっている。

浄化槽が、本来の処理性能を発揮し、汚水の適正な処理を図るためには、浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われている必要がある。このため、浄化槽法では、浄化槽の設置後等の水質検査（いわゆる７条検査）及び毎年一回行う定期検査（11 条検査）を受けなければならないこととされている。適正な維持管理を担保する上では、これらの法定検査を受検することが重要であるが、11 条検査に関しては、平成 28 年度末時点において全国平均の受検率が 40.3%（浄化槽に限れば 58.9%、単独処理浄化槽については 24.4%）と低い水準となっている。浄化槽の維持管理に関する信頼性向上のため、法定検査受検率の水準を引き上げるとともに、管理状態のよくない浄化槽に対して指導を強化することが急務である。【図４】

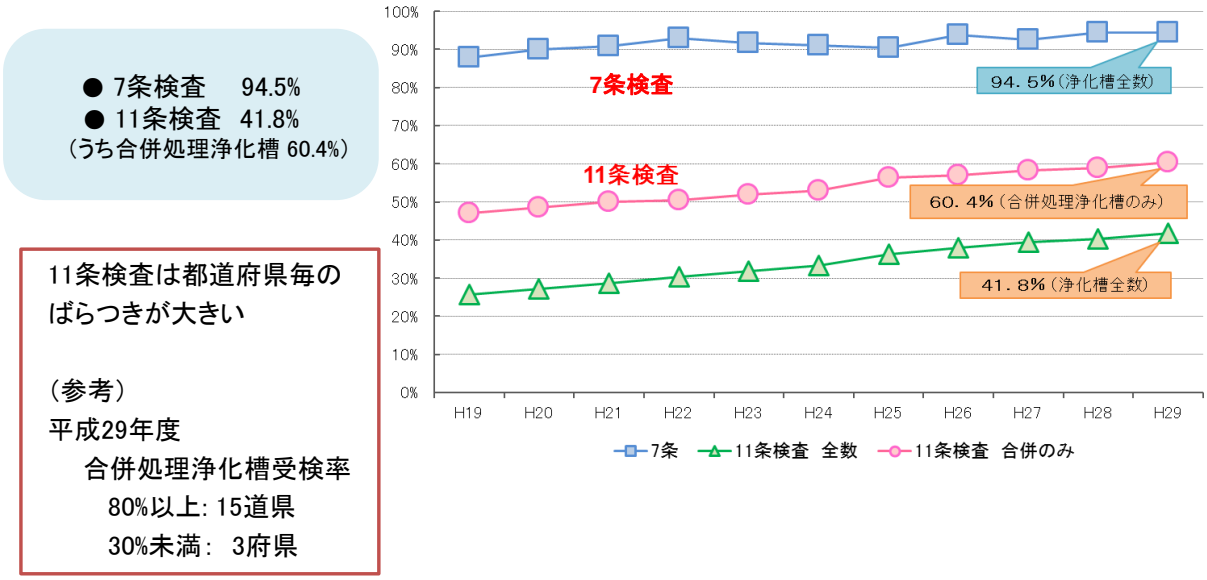

図４　法定検査受検率の推移

３．浄化槽行政の取組について

（１）都道府県構想による整備区域の見直しについて

適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を行っていくための「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を国土交通省、農林水産省とともに平成 26 年１月に公表している。このマニュアルでは、今後本格的に人口減少が進み、居住の地域的偏在や世帯構成など居住形態の変化が見込まれることを踏まえ、地区ごとに今後の人口動態・分布の見通しや既存汚水処理施設の設置状況を考慮しつつ、当該地区に最も適した効率的かつ適正な整備手法となるよう検討し、平成 30 年までに都道府県構想の見直しを行うことを求めている。環境省としては、このマニュアルが活用され、地域の実情を踏まえた上で、経済性の観点から集合処理計画区域を浄化槽区域に見直す等の取り組みが各地で進むことを期待している。【図 5】

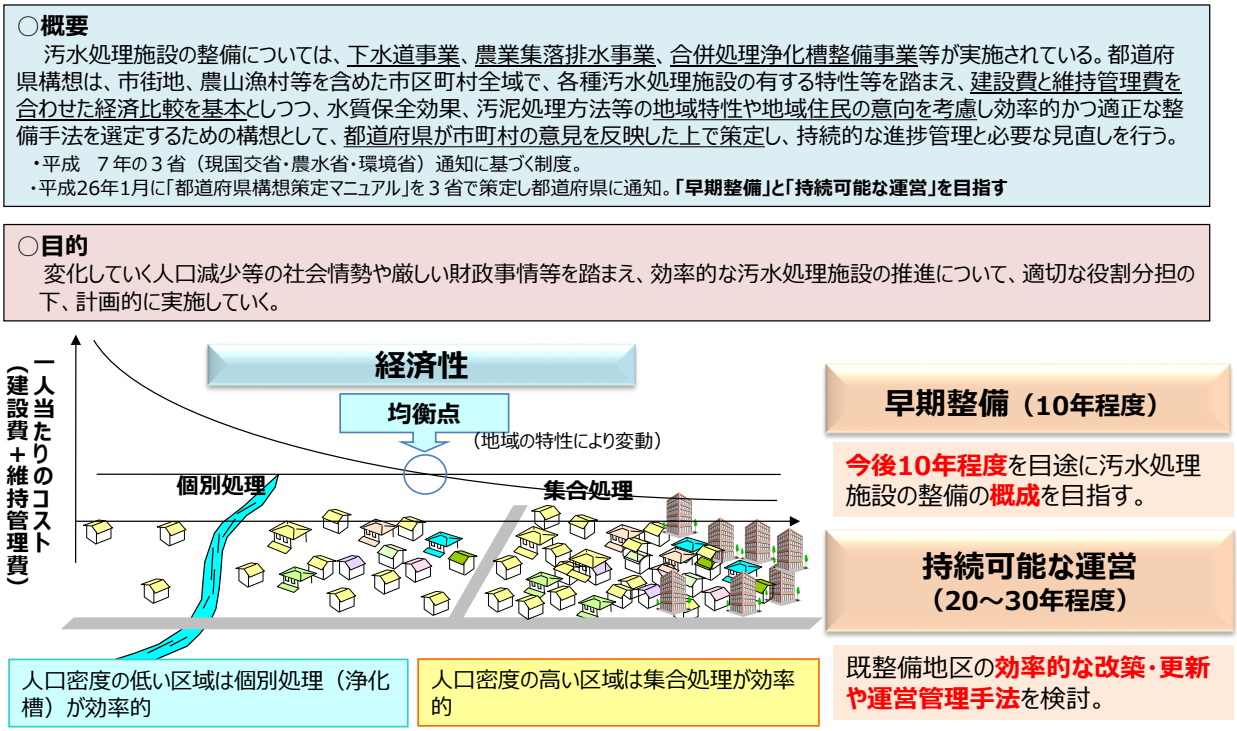

図５　都道府県構想策定マニュアルと構想見直し

（２）市町村整備推進事業の推進について

都道府県構想や生活排水処理計画に基づき、汚水処理施設として浄化槽を導入する場合の整備手法としては、個人（住民）が浄化槽を設置して維持管理を行う個人設置型と、市町村が主体となって浄化槽を設置し維持管理も行う市町村設置型がある。市町村においては、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ、水環境の保全や市町村財政等を総合的に勘案した上で、「個人設置型」と「市町村設置型」のいずれかにより浄化槽の整備を進めることとなる。

市町村設置型を推進する浄化槽市町村整備推進事業は、住民の設置時や維持管理における金銭的な負担や手間を軽減することから、浄化槽整備の普及促進が見込まれるとともに、維持管理の適正化も期待される。また、都道府県構想の見直しに基づき集合処理から浄化槽に見直された区域において、見直し前の集合処理と同等の公共サービスを提供し、かつ早期概成を進める上で、浄化槽市町村整備推進事業は極めて有効なツールであると考えている。一方で、市町村の金銭的負担や事務作業が増加するデメリットもある。【図６】

全国的な自治体の財政難、人員やノウハウの不足を解決するため、浄化槽事業においても、先進的な自治体においてPFI事業が実施されている。環境省では浄化槽のPFI事業に関する情報・知見の整理に加え、PFI事業の更なる推進手法や新たな官民連携のあり方の検討を進め、平成26年２月に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を策定し、浄化槽整備計画の重要性を周知するとともに、浄化槽市町村整備推進事業における市町村負担の軽減法としてPFI事業による民間活用の解説及び事例紹介等を行っている。

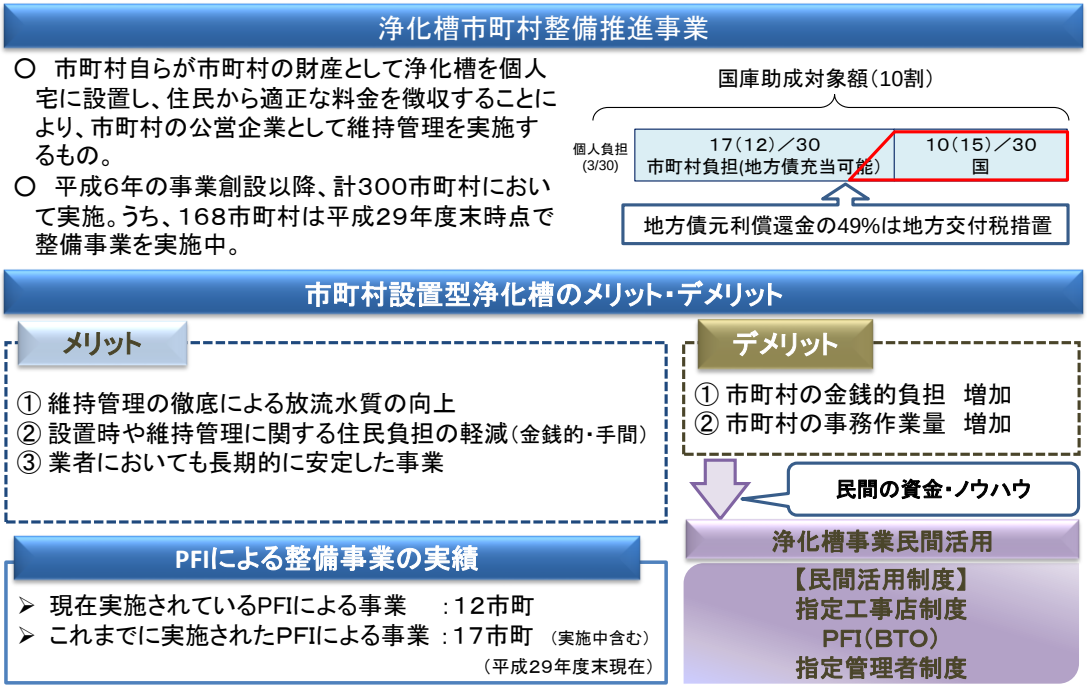

図６　市町村設置及び民間活用の普及促進

（３）法定検査の受検の徹底

浄化槽法第７条及び第 11 条の水質に関する検査については、浄化槽がその所期の機能が発揮されていることを公的な第三者機関が検査するものであり、その受検が浄化槽管理者に義務付けられている。年々受検率は向上しているが、平成 29 年度の受検率は浄化槽設置後に行う第７条検査で 94.5%、毎年１回行う第 11 条検査で 41.8%（浄化槽においては、60.4%）と特に第 11 条検査の受検率は未だ不十分な状況にあり、受検の徹底が課題となっている。また、都道府県別に見た時に、第 11 条検査の受検率８割超過が６道県あるのに対し、２割以下が９都府県あるなど、地域の取組による差が大きくなっている。【図７】

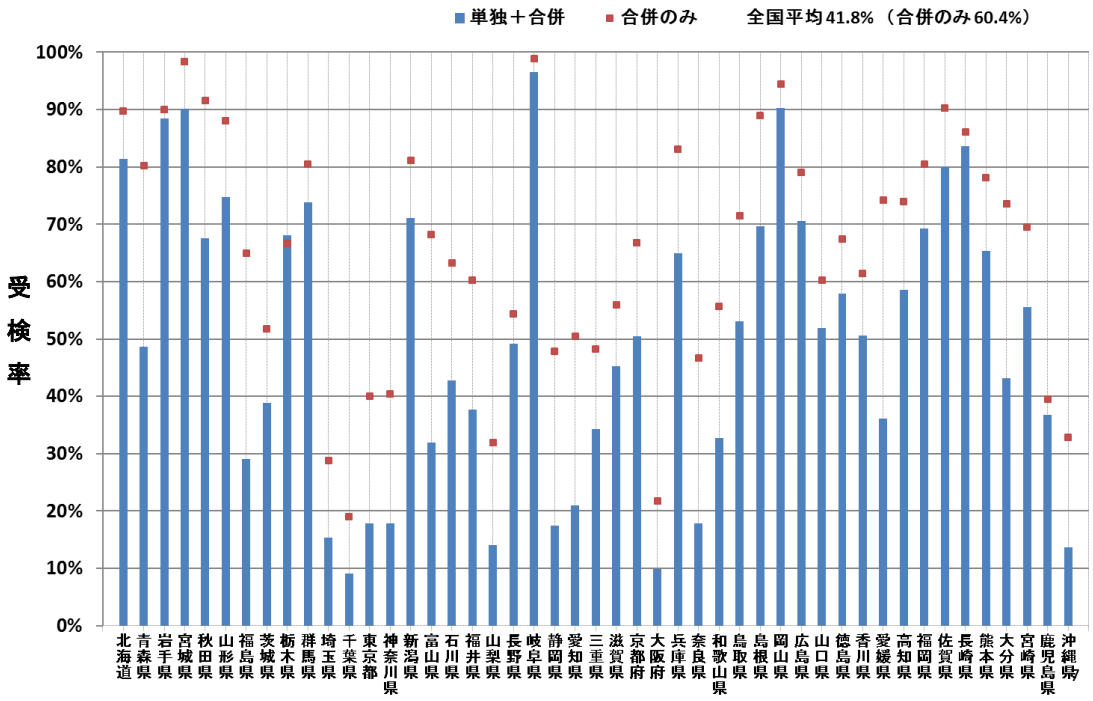

図７　都道府県毎の１１条検査受検率の状況（平成２９年度末）

このような背景から、平成 17 年の浄化槽法改正において、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告及び命令といった都道府県の指導監督に係る規定や、浄化槽の廃止、法定検査の結果等を都道府県が確実に把握できる制度を設けている。このような法改正の趣旨に沿って、未受検者に対して指導監督を適切に行うとともに、特に第 11 条検査の受検率の低い都道府県におかれては、指定検査機関との一層の連携を図りつつ、組織的な維持管理実施のための体制整備や、検査の在り方の改善、浄化槽台帳の精査等、受検率向上のための具体的な取り組みが進むようにお願いをしている。

（４）浄化槽台帳整備の推進

浄化槽整備においては「単独処理浄化槽から浄化槽への転換が十分には進んでいない」、「法定検査の受検率が低い地域が存在する」、「設置基数が多く、行政等による一元管理が困難である」といった課題があり、これらの課題を解決するには、設置、保守点検、清掃、法定検査の実施状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備していく必要がある。【図８】

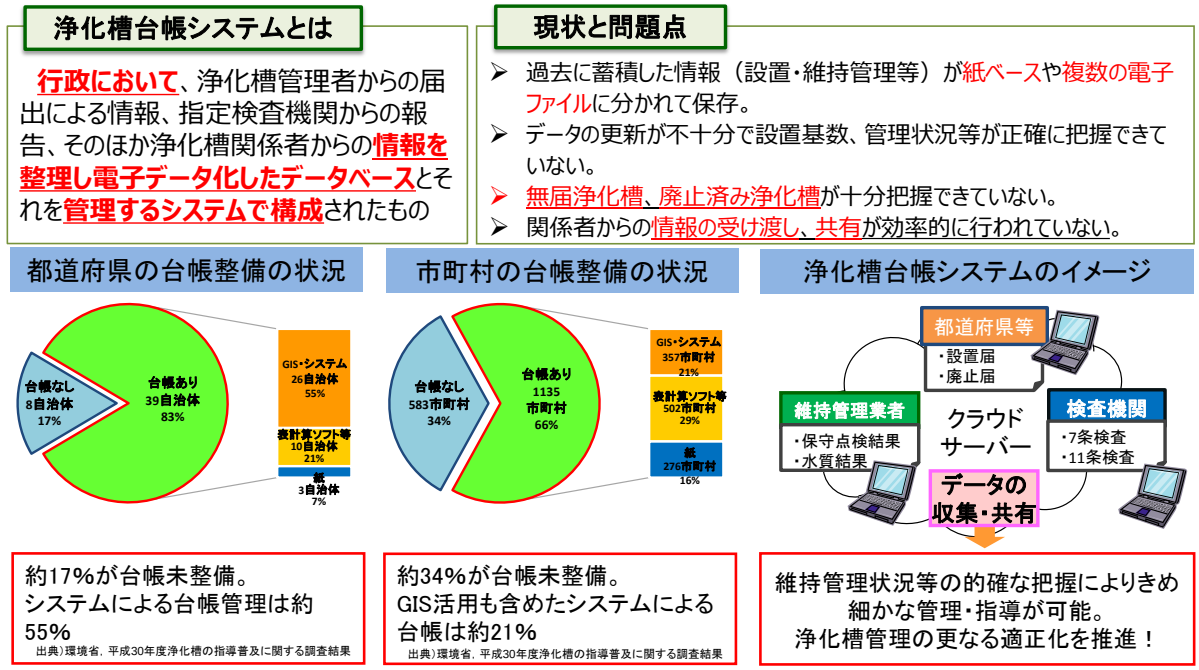

図８　浄化槽台帳整備の必要性

浄化槽台帳を電子化、データベース化し、運用の効率化を図るための「浄化槽台帳システム」の整備を環境省では自治体に呼びかけており、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」及び「浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例」を公表している。

単独処理浄化槽から浄化槽への転換促進や、浄化槽法定検査受検率の向上といった浄化槽行政の重要課題の解決に向けては、地域毎に連携した浄化槽台帳システムを構築することが効果的であり、また GIS などの地理情報と連携させることにより、災害時における被災浄化槽の迅速な復旧に役立つなど、災害対応機能の向上にも資するため、環境省ではモデル事業や普及啓発による浄化槽台帳システムの整備推進を図っている。

（５）政府の方針

このような状況において、自由民主党・政務調査会における「汚水処理リノベーションの推進に向けて（提言）」（平成 30 年 5 月 17 日）を受け、浄化槽リノベーションが「骨太方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」、「成長戦略（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」等の政府の方針に位置づけられた。【図９】

自由民主党・政務調査会における「汚水処理リノベーションの推進に向けて（提言）」（平成30年5月17日）を受け、浄化槽リノベーションが「骨太方針（令和元年6月21日閣議決定）」、「成長戦略（令和元年6月21日閣議決定）」等の政府の方針に位置づけられている。

経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）

- 健全な水循環の維持・回復、汚水処理リノベーション、廃棄物処理・浄化槽等の環境インフラの国際展開、石綿の飛散防止対策やフロン対策等大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策、農業や防災等に関する気候変動適応策等を推進する。

未来投資戦略2019（成長戦略）

- 広域化・共同化や下水熱の活用、単独浄化槽の転換や台帳システムの整備等を図り、汚水処理のリノベーションを推進する。

※ 2018年の骨太の方針・成長戦略に引き続き、政府の方針に位置づけられている。

図９　政府の方針について

「汚水処理リノベーションの推進に向けて（提言）」において、大量に残存している単独処理浄化槽の宅内配管等も含めた浄化槽への転換、浄化槽台帳システムの整備・運営による浄化槽管理の更なる適正化の推進、台帳システムのビッグデータを活用した管理の生産性向上を推進することが盛り込まれており、政府の方針にも反映されている。【図１０】

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の３に基づき、５年ごとに策定されるが、昨年の 6 月 19 日、2018 年度から 2022 年度までの５ヶ年の廃棄物処理施設整備計画が閣議決定された。

浄化槽関連の記載について、新計画では、都道府県構想を踏まえた浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量を指標として設定して、これらの目標達成に向けた措置に関する施策も具体的に記載をすることとした。【図１１】

これらの政府の方針・計画を踏まえ、単独処理浄化槽の転換や浄化槽台帳の整備などの各種政策が展開されることになった。

汚水処理が概成する10年後を見据え、持続可能な事業運営に向けて、汚水処理リノベーションを推進し新たなビジネスとバリューを生み出すとともに、魅力あふれる汚水処理事業に刷新。

汚水処理リノベーション

- 処理場リノベーション・・・集約・再編を推進するとともに、地域の経済活性化等を担う、魅力あふれる地域の拠点に再生。
- 浄化槽リノベーション・・・単独浄化槽を合併浄化槽に再生し、適正管理を推進。
- ICTによる汚水処理産業の活性化、生産性向上。

背　景

○汚水処理普及率は9割を超えており、本格的なマネジメントの時代が到来。
○一方、人口減少や施設の老朽化等により、事業環境の厳しさ増大。
○大量の単独浄化槽の残存や、大規模災害時の処理機能確保等も大きな懸念事項。

現状の課題と取組の方向性

○人口減少による使用料収入減
○職員減少により技術継承が困難
○施設老朽化による更新コスト増　等

⇩ 持続可能な事業運営に向けて

○改築更新等に必要な予算の確保・拡充
○処理場の集約・再編等による管理効率化
○業務の広域化・共同化による執行体制強化
○汚泥エネルギー化等による収入多角化　等

集約・再編は、処理場を魅力あふれる拠点に再生する絶好のチャンス！

具体的な施策

(1) 汚水処理システムの強靱化等に必要な予算の確保・拡充
- ベストミックスによる効率的な未普及地域の解消や、次世代にわたる良好で強靱な汚水処理システムの構築に向けて、国は改築更新や汚水処理リノベーション等に必要な予算を確保・拡充。

(2) 処理場リノベーション（新たなバリューの創出拠点に！）
- 処理場の集約・再編を進めるとともに、地域のエネルギー供給拠点化等を推進。
- 大規模災害時でも最低限の処理機能が確保された地域の防災拠点化も推進。
- ICT活用等による先進的・社会実験的な取組に果敢にチャレンジ。

(3) 浄化槽リノベーション（単独浄化槽の合併転換完了）
- 宅内配管等も含め個人負担軽減を図り、単独浄化槽の転換を集中的に推進。
- 台帳システムの整備や運営管理を着実に実施。

(4) ICTによる汚水処理産業の活性化、生産性向上
- AIやロボットによる処理場運転の完全自動化、施設点検のスピードアップ等に向け技術開発を推進。
- 下水道や浄化槽等の台帳システムのビッグデータを活用した管理の生産性向上を推進。

(5) 汚水処理リノベーションの推進体制強化・意識醸成
- (1)～(4)を担う人材の育成、多様な官民連携手法の活用、国民意識向上等により推進体制強化。
- 汚水処理システムの価値と魅力を「見える化」。

図１０　汚水処理リノベーションの推進に向けて（提言）

平成 30 年 5 月 17 日　自由民主党・政務調査会

指標及び目標と目標達成に向けた措置

浄化槽整備区域の普及

指標　：浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率
目標　：H29年度　50%　→　H34年度　70%

- 地域の特性を踏まえた**下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備**を連携して実施。
- 市町村設置型事業を推進し、**PFI等の民間活用も積極導入**。
- **公営企業会計の適用**や**適切な使用料徴収**等による持続可能な事業を実施。
- 災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の**防災拠点となる公共施設や避難所**において、自立的な用水確保したうえで単独転換を含む**浄化槽の整備を推進**。

（参考）前計画の目標：浄化槽処理人口普及率　9%（平成24年度見込み）→12%（平成29年度）[実績ベース9.3%（平成28年度）

単独転換の推進

指標　：浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
目標　：H29年度　62%　→　H34年度　76%

- 特に、**老朽化した単独処理浄化槽**を対象に**宅内配管工事を含めた転換**を推進。
- **公共が所有する単独処理浄化槽**も率先して転換推進。
- **浄化槽台帳に法定検査等の結果等も反映**、単独転換や浄化槽の管理向上に活用。

省エネ浄化槽整備の推進

指標　：省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量
目標　：H29年度　5万トンCO_2　→　H34年度　12万トンCO_2

- **先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入**による省エネ化推進。
- エネルギー効率の低い**既存中・大型浄化槽の交換**等により、省エネ化推進。

図１１　廃棄物処理施設整備計画

～浄化槽関連の記載概要～（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

４．令和元年度予算について

（１）概要

廃棄物処理施設整備計画にも示すとおり、政府の目標である浄化槽を含めた汚水処理施設の概成を 10 年程度で達成していくためには、汚水処理未普及解消の課題となっている単独処理浄化槽や汲み取り便槽から浄化槽への転換を強力に進めていく必要がある。

このような背景から、令和元年度の浄化槽整備関連予算では、単独処理浄化槽から浄化槽への転換に関する宅内配管工事費の助成制度や浄化槽市町村整備推進事業に関する共同浄化槽への助成制度が新たに認められた。一方、循環型社会形成推進交付金等の財源には限りがあることから、これらの予算を最大限に活用して汚水処理施設の未普及解消を加速するため、令和元年度の予算の執行にあたっては、下記（２）以降で説明する方向性等の方針に沿って行うこととし、「浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について」（平成 31 年３月 29 日付け環循適発第 19032912 号）により各都道府県知事宛に発出している。【図１２】

環境省の循環型社会形成推進交付金は、対前年度増額となる約 106 億円（令和元年度当初予算 96 億円、平成 30 年度補正予算 10 億円）が計上されるとともに、内閣府の地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）に約 1,000 億円の内数が計上された。

また、二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）についても、対前年度増額となる 20 億円が予算計上された。

（２）基本的な方向性

○　浄化槽市町村整備推進事業を重視し、特にコスト縮減や経営改善に資する「①PFI 等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を行うものに対し予算を重点配分していく。

○　汚水処理未普及人口解消の観点から、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の浄化槽への転換に予算を重点化していく。

（３）予算措置の方針

○　宅内配管工事費の追加助成を行うことで、単独転換に係る要望額の増加が見込まれることから、予算配分の考え方を変更する。過年度、不用額を生じている市町村に対しては、原則的に不用額に応じて予算配賦額を査定する。

○　全体の要望額が予算額を超える場合、「第一に浄化槽市町村整備推進事業を優先」、「第二に浄化槽設置整備事業に係る単独転換やくみ取り便槽からの転換を優先」しつつ、残りの予算額について、浄化槽設置整備事業の新築家屋の浄化槽設置に関する助成に関して、自治体の「人口、財政力指数、汚水処理普及率」を勘案して配分をする。

方向性

循環型社会形成交付金による浄化槽整備への財政支援について、限られた財源を活用して汚水処理施設の未普及解消を加速化すべく予算制度や予算措置の方針を見直す。

浄化槽市町村整備推進事業を重視し、特に、コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を行うものについて予算の重点配分を行う。

汚水処理未普及人口解消の観点から、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していく。

単独転換への重点化（浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業）

○ 単独転換について、転換後の浄化槽法に定める法定検査（7条、11条）の検査依頼書の添付を要件化したうえで、宅内配管工事（掛かり増し分：上限を30万円）を補助対象（1／3補助：最大10万円）に追加する。

○ 浄化槽設置整備事業について、新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新については、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化する。

※ 他の市町村や同一市町村内の下水道区域からの転居により家屋を新築する場合の浄化槽設置については補助対象とする。

※ 効率的な大型浄化槽による共同化を推進するため、浄化槽市町村整備推進事業における新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の交換は、補助対象とする。

浄化槽市町村整備推進事業の適正化

以下の検討状況を把握したうえで、今後の予算配分に反映していく。

○ 公営企業会計の適用について、既に下水道事業と一体的に公営企業会計の検討に着手している地方公共団体のうち、人口3万人以上の団体は2020年度までに適用するとともに、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。

○ 公営企業会計の検討未着手の地方公共団体は、2019年度に適用の検討に着手すること。

○ PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化については、対象整備範囲の状況や市町村内の浄化槽整備に関する実施体制状況を踏まえ、具体的な検討を行うこと。

予算措置の方針

○宅内配管工事費の追加助成を行うことで、単独転換に係る要望額の増加が見込まれることから、予算配分の考え方を変更する。過年度、不用額を生じている市町村に対しては、原則的に不用額に応じて予算配布額を査定する。

○全体の要望額が予算額を超える場合は、第一に市町村整備推進事業を優先し、第二に浄化槽設置整備事業に関する単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換を優先しつつ、残りの予算額について浄化槽設置整備事業の新築に関する助成に関して、自治体の「人口、財政力指数、汚水処理普及率」を勘案して配分する。

経過措置

平成31年度の経過措置として、平成30年度予算から2019年度への繰り越し分（環境省本省・地方自治体での繰り越し、市町村の年度間調整含む）については、平成30年度の現要綱を適用して2019年度中に予算を執行できる措置を講じる。

図１２　令和元年度からの循環型社会形成推進交付金（浄化槽）の見直しについて
（平成 31 年 3 月 29 日 環境再生・資源循環局長通知）

（４）助成制度の見直し等

○個人設置整備事業・市町村整備推進事業に係る助成内容の要件の見直し等

以下について交付金の要件見直し、事業の適正化を行い、地域の実情に合った支援制度となるよう実施要綱等の改正を行った。

・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成【個人設置・市町村設置】

単独転換への重点化を実施するにあたり、単独転換については、転換後の浄化槽法に定める法定検査（７条、11 条）の検査依頼書の添付を要件化した上で、単独転換に係る掛かり増しの宅内配管工事について上限（30 万円）を決めて助成対象とした。

対象工事内容として、宅内配管として浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象としている。【図１３】

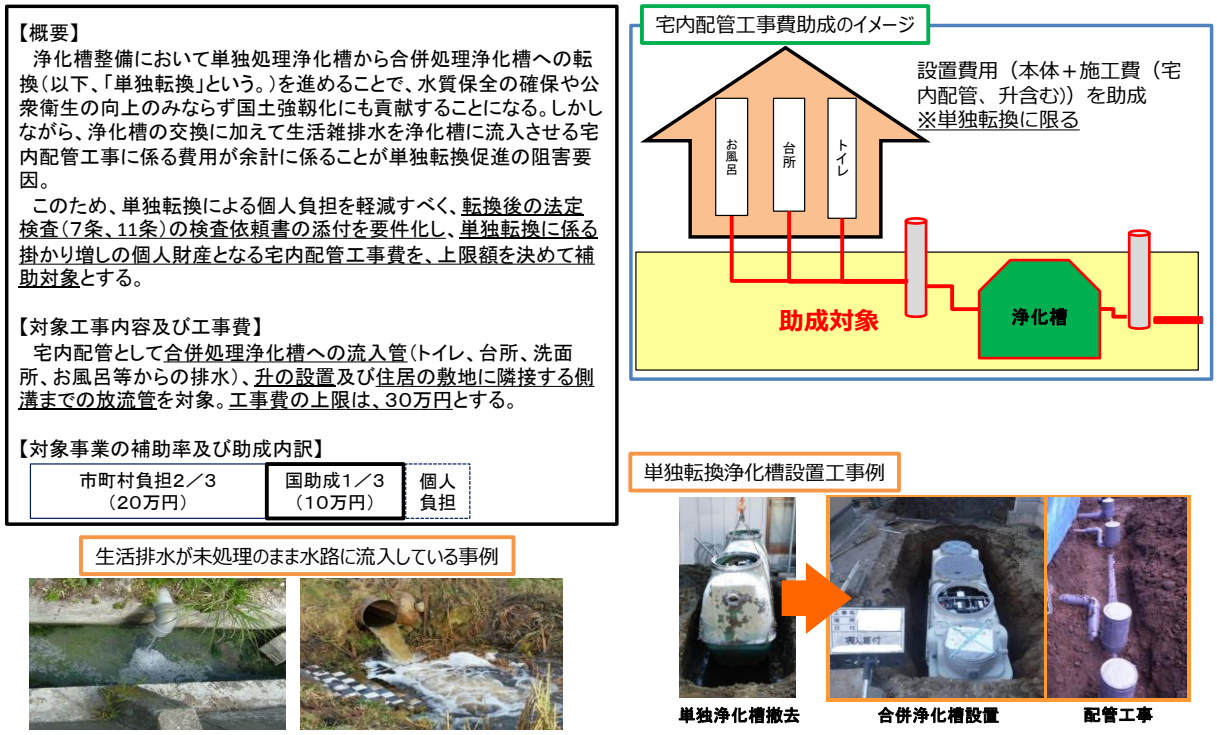

図１３　単独転換に伴う宅内配管工事費の助成

・新築家屋の浄化槽設置及び浄化槽交換の取扱い【個人設置】

浄化槽設置整備事業について、新築家屋の浄化槽設置及び浄化槽の更新については、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化を行った。

※他の市町村や同一市町村内の下水道区域からの転居により家屋を新築する場合、子供が分家独立した際の新築の場合の浄化槽設置については助成対象。

※助成対象外となるのは、浄化槽の設置された家屋を建て替え・増築する場合の浄化槽設置や、既設浄化槽の更新・改築（災害に伴うものは除く）。

・共同浄化槽の設置及び流入管整備への助成【市町村設置】

浄化槽による汚水処理が経済的・効率的な地域において、浄化槽を全戸に個別に設置するよりもその一部又は全部を共同浄化槽として設置する方が汚水処理を効率的・経済的に進めることができる場合、市町村が確保した土地において行う共同浄化槽（100 人以内）の整備（流入管を含む）を助成対象とした。

また、共同浄化槽に接続するための流入管整備への助成については、共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を想定した上限額を定めた。さらに、共同浄化槽の設置を対象とすることを踏まえ浄化槽市町村整備推進事業の複数基数要件を撤廃した。【図１４】

１．交付対象施設

○浄化槽本体及び主要な管渠

・浄化槽本体・・・１００人槽まで
・主要な管渠・・・イメージ図の赤線部分

＜ 助成対象のイメージ図 ＞

設置費用（本体＋施工費（主要な管渠））を助成

２．交付金上限額の考え方

○ 交付金上限額 ＝ 交付対象事業費 × 1／3（または1／2）
交付対象事業費 ＝ 循環交付金の5人槽の交付対象事業費（83.7万円） × 接続戸数

【例１】28戸を接続する場合
837千円 × 28戸 × 1／3 ＝ 7,812千円

【例２】11戸を接続する場合
837千円 × 11戸 × 1／3 ＝ 3,069千円

※ 浄化槽の規模は、 1戸あたりの人員を3.5人として算出
※ 例は通常型浄化槽の場合

※ 浄化槽本体及び主要な管渠の設置工事費を含む
※ １／３を補助する場合を想定

３．浄化槽の規模ごとの交付金上限（通常型の場合）

浄化槽の規模	接続戸数	総事業費 本体工事費	総事業費 管工事費	総事業費	交付金上限額（うち、管工事費分）	
14人槽	4	2,039	1,309	3,348	1,116	(436)
18人槽	5	2,786	1,399	4,185	1,395	(466)
21人槽	6	3,332	1,690	5,022	1,674	(563)
25人槽	7	3,332	2,527	5,859	1,953	(842)
30人槽	8	4,066	2,630	6,696	2,232	(876)
40人槽	11	4,521	4,686	9,207	3,069	(1,562)
45人槽	12	5,737	4,307	10,044	3,348	(1,435)

浄化槽の規模	接続戸数	総事業費 本体工事費	総事業費 管工事費	総事業費	交付金上限額（うち、管工事費分）	
50人槽	14	5,737	5,981	11,718	3,906	(1,993)
60人槽	17	6,450	7,779	14,229	4,743	(2,593)
70人槽	20	6,450	10,290	16,470	5,580	(3,430)
80人槽	22	6,450	11,964	18,414	6,138	(3,988)
90人槽	25	6,450	14,475	20,925	6,975	(4,825)
100人槽	28	6,450	16,986	23,436	7,812	(5,662)

図１４　共同浄化槽の費用算定のイメージ

・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件の見直し【個人設置・市町村設置】

廃棄物処理施設整備計画の見直しを受けて、先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入による省エネ化の推進と単独浄化槽の転換を総合的に推進するため、国庫助成率 1/2 の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の性能要件と設置要件をいずれも見直した。

性能要件について、2013 年度の消費電力基準に対し 26%削減できる浄化槽を対象とするように見直した。

設置要件について、単独転換等や国土強靭化に伴う防災拠点の浄化槽整備をさらに進めるため、従来の基数要件から事業計画額全体の中の単独転換等の割合等とするように見直した。【図１５】

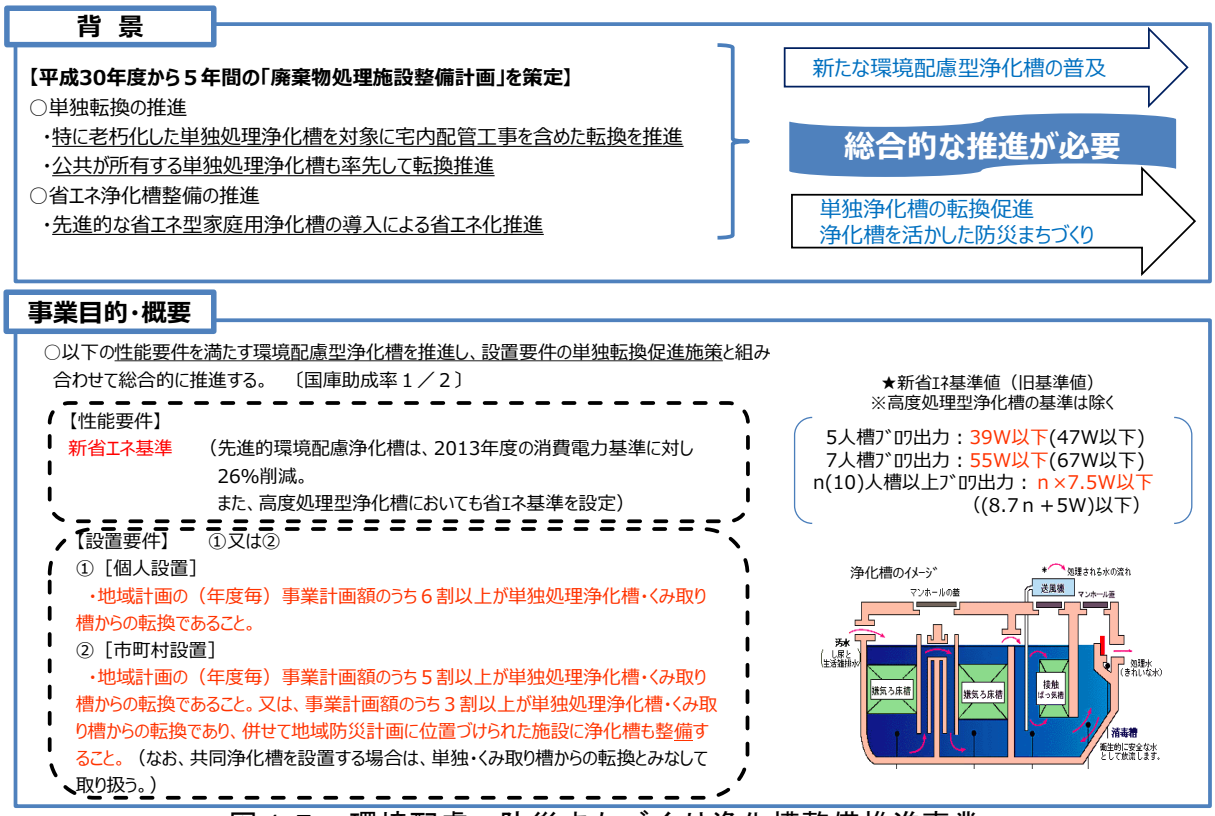

図１５　環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

・浄化槽市町村整備推進事業の適正化【市町村設置】

浄化槽市町村整備推進事業は、コスト縮減や経営改善に資する「①PFI 等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討することを補助要件とした。加えて、以下の検討状況を把握したうえで、今後の予算配分に反映していくこととした。

①公営企業会計の適用について、既に下水道事業と一体的に公営企業会計の検討に着手している地方公共団体のうち、人口３万人以上の団体は 2020 年度までに適用するとともに、人口３万人未満の団体はできる限り適用すること。

②公営企業会計の検討未着手の地方公共団体は 2019 年度に適用の検討に着手すること。

③PFI 等の民間活用や大型浄化槽による共同化については、対象整備範囲の状況や市町村内の浄化槽整備に関する実施体制状況を踏まえ、具体的な検討を行うこと。

○二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）の補助対象範囲拡大

温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するするとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図ることを目的として、51 人槽以上の既設浄化槽にかかる省 CO2 型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修事業に対して平成 29 年度より補助を行っている。

また、平成 30 年度より旧構造基準に基づき設置された 101 人槽以上の大型浄化槽（ブロワを使用するものに限る）における、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業についても補助の対象としてきたところであるが、令和元年度から補助メニューを拡大し、新構造基準の浄化槽についても新たに対象とした上で、「60 人槽以上」の大型浄化槽と人槽要件を拡大したところ。

本事業は、従来同様に地方公共団体が所有する浄化槽についても対象となる。【図１６】

・事業実施期間：平成 29 年度～平成 33 年度
・助成率：１／２
・補助対象：地方公共団体、民間団体

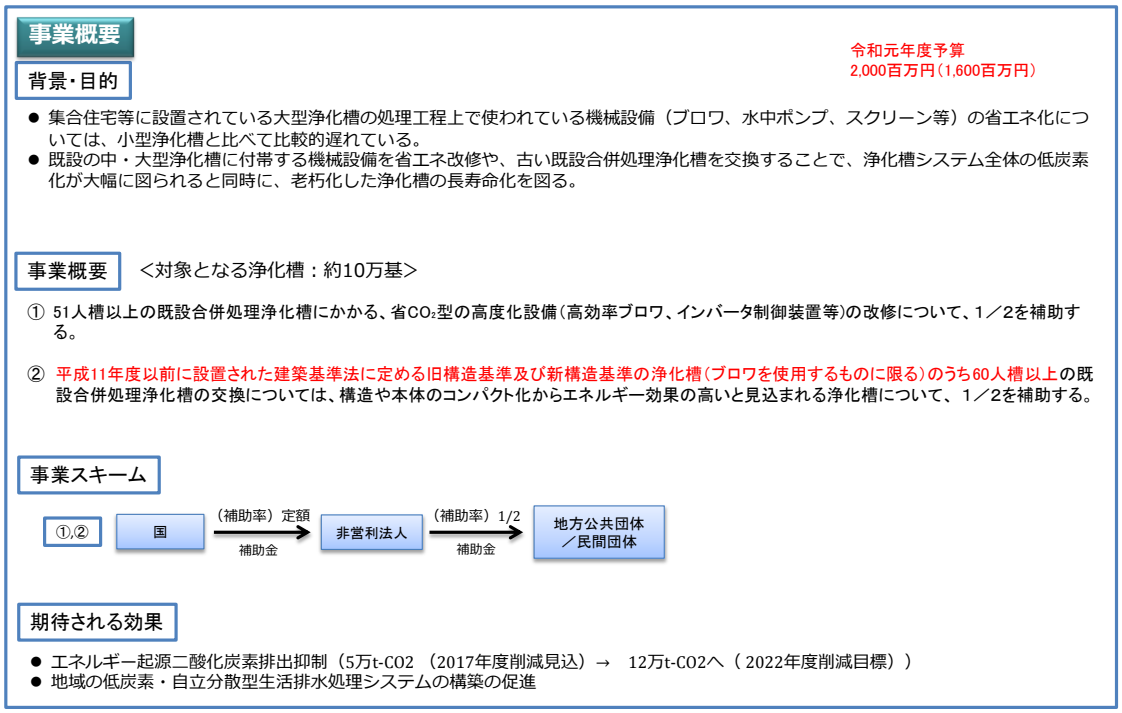

図１６　省エネ型浄化槽システム導入推進事業

５．浄化槽法の改正について

（１）浄化槽法制定とこれまでの改正の経過について

昭和 30 年代の高度経済成長期において、快適な生活環境を求める国民の間にトイレの水洗化への要請が高まり、昭和 40 年の厚生白書に「一億総水洗化目標」が掲げられた。

下水道の整備には長期間要し、地方自治体の財政負担も大きいことから、浄化槽（単独処理浄化槽）が、FRP 小型浄化槽の大量生産が可能になったこともあり、都市の近隣地域を中心に爆発的に普及した。

一方で、当時の浄化槽は水洗化のための贅沢品として比較的裕福な家庭に設置されるとともに、下水道までのつなぎの施設とみられたこともあり、行政による普及推進の対象とならず、個々の設置者の責任で管理されるものとして取り扱われていた。

また、当時の浄化槽（特に全ばっ気型）の性能自体の不備による汚泥の流出、浄化槽の設置工事の不備、浄化槽の保守点検・清掃などの維持管理に適正を欠くものがあったことにより、各地域で臭気や処理水の排出等に関する生活環境への支障について社会問題化するに至った。

さらに、当時の浄化槽は、無届けで設置（汲み取り便所を無断で改造して浄化槽を設置等）を行ったり、設置にあたって専門業者によらない不良工事を行ったり、浄化槽所有者が清掃を行わない等の事例も見られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向けて、浄化槽の製造、設置、保守点検、清掃、検査に関する一元的な法制度の必要性が高まってきた。

このような背景から、全国浄化槽団体連合会の要望を受ける形で、議員立法により浄化槽法案が国会に提出され、昭和 58 年 5 月 10 日、参議院の可決により成立した。

主な規定は、以下のものである。

○浄化槽型式認定制度

○工事業・保守点検業の登録制度

○清掃業の廃掃法からの移管（一般廃棄物処理業(7 条許可)は廃掃法に残っている）

○浄化槽設備士と浄化槽管理士の国家資格化

○指定検査機関の法定化

○浄化槽管理者の保守点検、清掃、定期検査の受検の義務化

この法制定当時において、生活雑排水もし尿と併せて浄化槽によって処理しなければ公共用水域に放出してはならないことについて当時の環境庁から要望があったものの、一度にそこまで行うことについては、社会的な基盤が作られていないこともあり将来の問題として見送られた。しかしながら、浄化槽の設置に関する援助の努力規定が入り、昭和 62 年の浄化槽の整備に対する国庫補助制度創設につながることになった。

その浄化槽が維持管理に配慮されているか、設置後適切に性能が発揮されているかをモニタリングするための登録制度が創設され、その事務を担う「全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会」が設立され、市町村による浄化槽の普及促進を支援する体制が図られることになり、浄化槽法の制定が最初の浄化槽革命とも言えるイベントとなった。【図１７】

その後、平成の時代に入り、浄化槽の設置基数は予算の増加に相まって順調に増加してきたところであるが、単独処理浄化槽も設置され続けた。単独処理浄化槽の新設禁止に対する機運が高まったところで、全国浄化槽団体連合会の要望を受ける形で、平成 12 年に議員立法により浄化槽法の改正が成立し、単独処理浄化槽の新設を原則禁止とすることとなった。

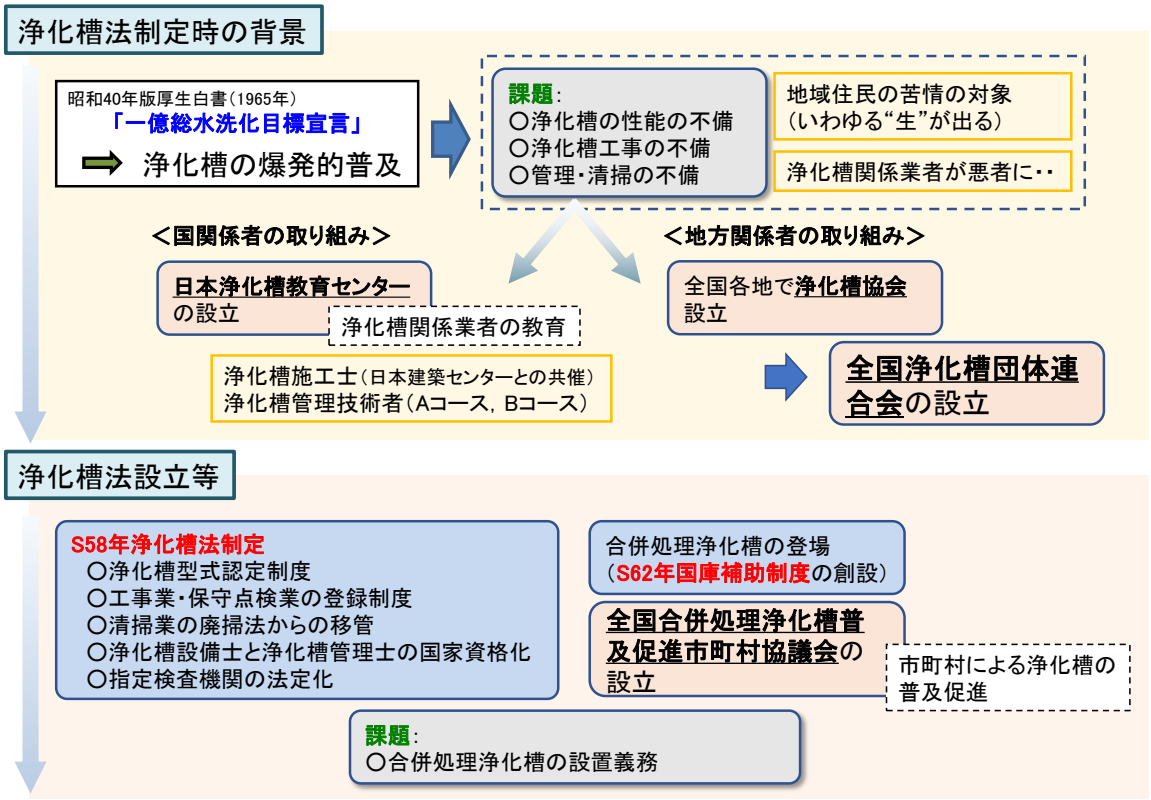

図１７　浄化槽の歴史と浄化槽法

すなわち、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、単独処理浄化槽の新設は原則認めないこととしたうえで、既存の単独処理浄化槽はみなし浄化槽として位置づけられ、浄化槽への転換の努力義務を受ける形で、徐々に単独処理浄化槽は姿を消していくことを望むものであった。この改正により、単独処理浄化槽の製造が行われなくなり、浄化槽の設置基数の増加の勢いは力強さを増すことになり、2 番目の浄化槽革命と言えるイベントとなった。その一方、既存単独処理浄化槽から浄化槽への転換はなかなか進まなかった。

その後、平成 17 年に議員立法により 2 回目の改正が行われ、法目的に水質保全を位置づけ、浄化槽の水質基準の設定、浄化槽の監督強化（浄化槽法定検査結果の行政への報告や未受検者への指導の強化、廃止手続きの創設）が図られた。この法改正を受けた運用のための様々な技術的な課題が中央環境審議会浄化槽専門委員会で議論されるとともに、浄化槽行政の今後の方向性について大所高所から議論がなされ、平成 19 年に「浄化槽ビジョン」が専門委員会報告としてとりまとめられた。その中身を見ると、浄化槽区域の設定、既存単独処理浄化槽の合併化、情報化・国際化等が示されており、令和元年に行われた 3 度目の議員立法による法改正を先取りした方向性が、その時点で示されたとも言える。【図１８】

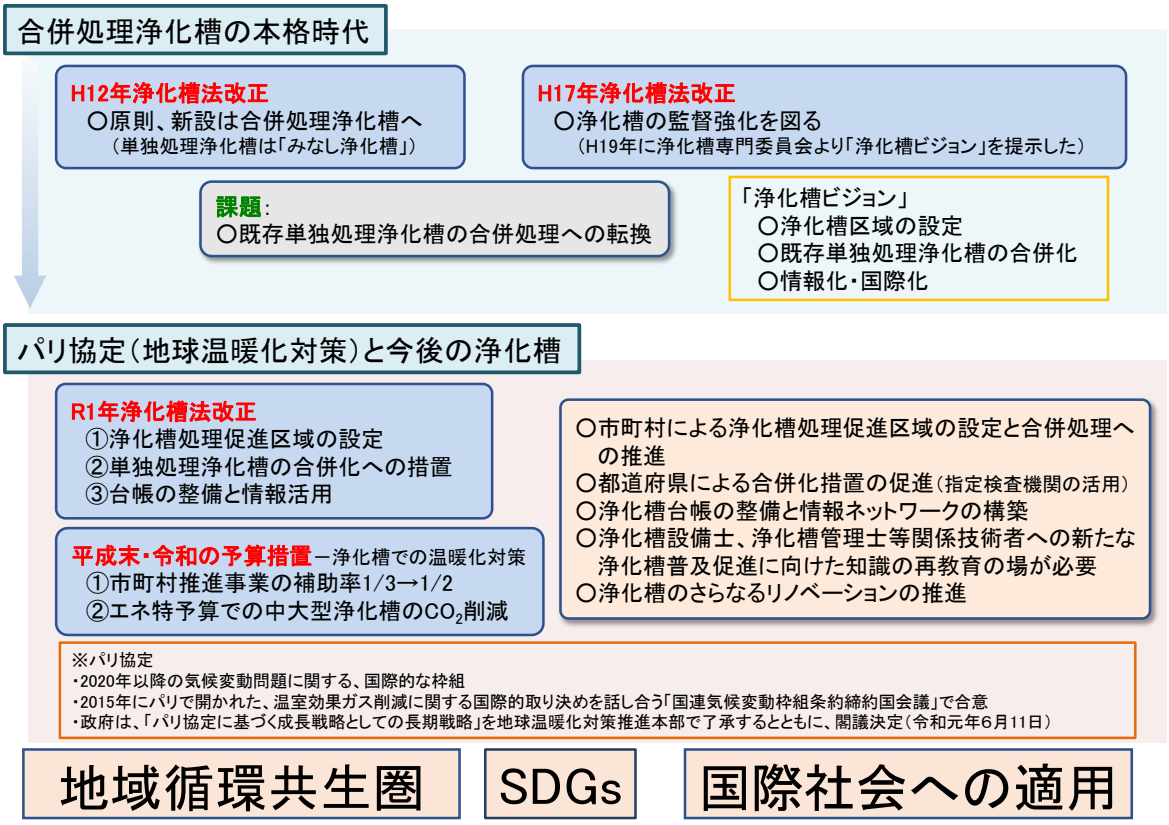

図１８　浄化槽法改正等と今後の方向

（２）令和元年度の改正について

その後、時間の経過とともに徐々に単独浄化槽の設置基数が漸減したものの、平成 29 年度末で約 400 万基残存し、その中でも旧構造基準の浄化槽で設置から 40 年が経過したものも約 100 万基あると推計され、老朽化が進行することにより漏水や破損等の問題も散見されるように早急な転換が必要なものも出てきた。また、法定検査の受検率は４０％にとどまり、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査の受検率の向上と浄化槽の管理の指導強化向上をさせていく必要が増してきた。さらには、パリ協定が締結され浄化槽も省エネ化を進め低炭素化に貢献していくことが求められる情勢となった。

そこで、今般、予算制度の見直しと浄化槽法の改正によって、既存の単独処理浄化槽の転換を促すとともに、台帳の整備を義務付けられるとともに、省エネ浄化槽の整備もさらに進めていくことになった。【図１９～２１】

今回の法改正の経過については、政府において、昨年６月に閣議決定された「骨太の方針」や「成長戦略」に汚水処理リノベーションとして位置づけるとともに、同６月に閣議決定を行った改定廃棄物処理施設整備計画においても、宅内配管工事を含めた単独浄化槽の合併浄化槽の転換や浄化槽台帳について位置づけたことを受ける形で、全国浄化槽団体連合会や全国浄化槽推進市町村協議会から、昨年８月の概算要求前に、単独処理浄化槽の転換に関して宅内配管工事への助成制度の創設と併せて老朽化して緊急性の高い単独処理浄化槽の転換義務化の要望が提出された。

この要望について、自由民主党や公明党の国会議員の先生方にも要望がなされ、環境省の宅内配管工事への助成対象の拡充等に関する予算要求を実現すべく後押しするためにも、浄化槽法を議員立法で改正していこうという流れになった。その後、超党派の実務者会議を通じて、各党の国会議員の先生方にも広くご理解いただいて、先の通常国会において賛成多数で成立いただいた。以下にその改正内容と施行に向けた留意点や現時点での検討の方向性について紹介する。

なお、今回の法改正が予算制度の見直しと相まって、先の浄化槽ビジョンに示された方向性を実現する３番目の浄化槽革命と言及される方もいる。環境省としても、この浄化槽法改正は、昨今の浄化槽行政の課題について解決していくための方向性を示していただいた大変重要な内容のあるものであり、新年度の施行に向けてしっかり準備を進めていきたい。

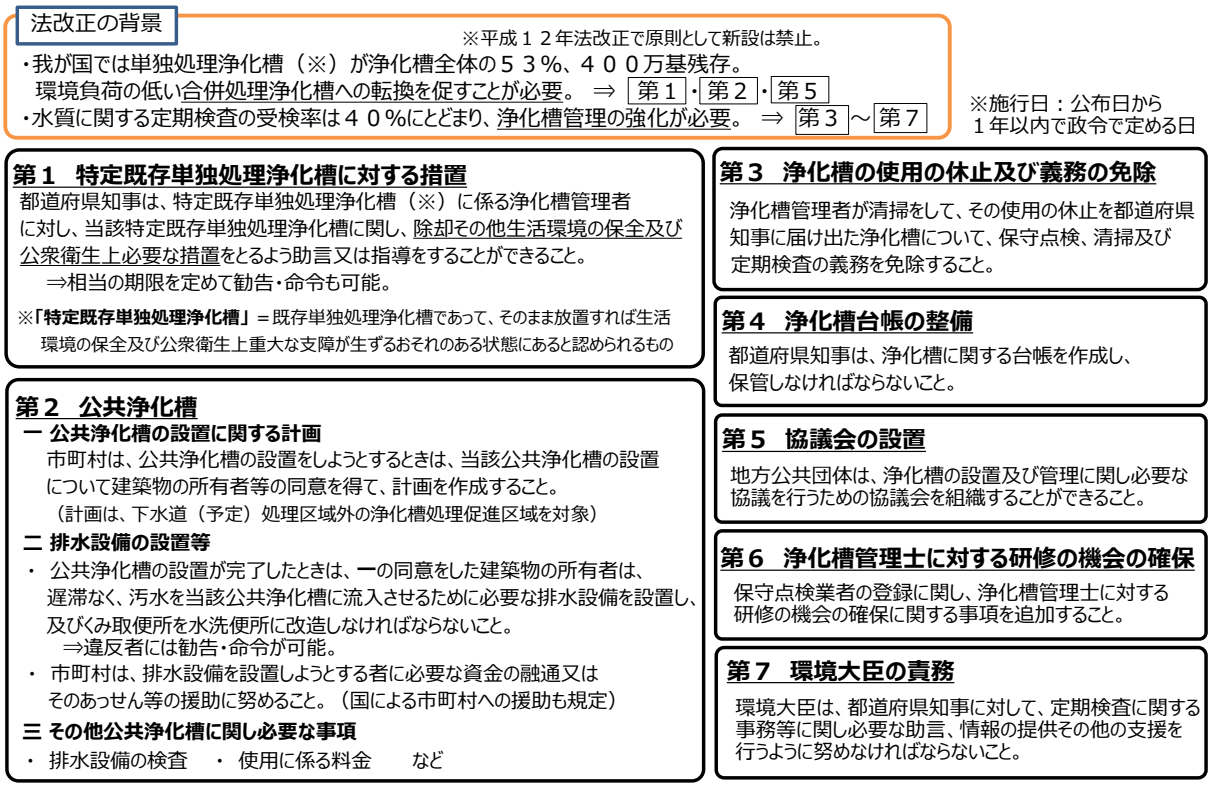

図１９　浄化槽法改正の概要（令和元年 6 月 12 日参議院本会議で成立、6 月 19 日公布）

背景

○ 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
○ 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
○ 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
○ **「単独処理浄化槽の転換」**と**「浄化槽の管理の向上」**を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

○そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

上部破損

- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約6,000件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

単独転換浄化槽設置工事

- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

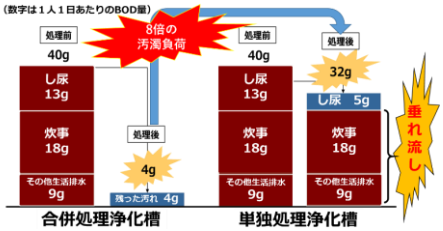

- 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約８倍。生活雑排水は垂れ流し

○ **自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定**
○ **区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）**

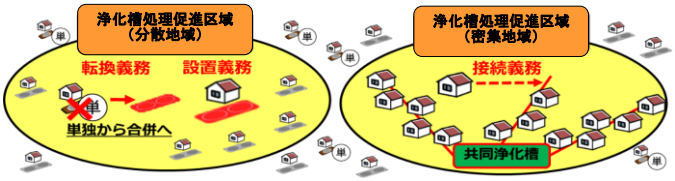

図２０　浄化槽法の一部改正について①

浄化槽の管理の向上

○ **関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化**

浄化槽台帳システムのイメージ

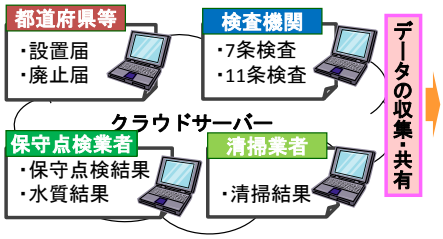

- 維持管理状況等の的確な把握により、きめ細かな管理や指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を推進
- 関係者の連携による精度の向上が必要

都道府県の台帳整備の状況

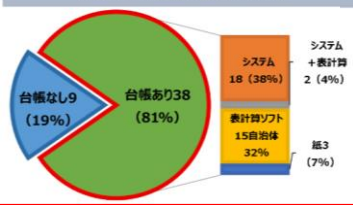

- 約20%が台帳未整備
- システムによる台帳管理は約40%

市町村の台帳整備の状況

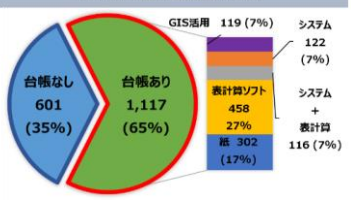

- 約35%が台帳未整備
- GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

○行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）

○保守点検業の登録時に浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化

- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質の確保策を要件化

○環境大臣の責務規定として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

図２１　浄化槽法の一部改正について②

○改正の内容

１）単独処理浄化槽の転換に関する事項

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽（以下、「特定既存単独処理浄化槽」という。）の浄化槽管理者に対し、都道府県知事は、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう指導及び助言をすることができることとした。また、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認める場合においては、除却その他必要な措置をとることを勧告することができることとするとともに、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。さらに、当該命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処することとした。

今後、都道府県知事が浄化槽管理者に対して単独処理浄化槽の転換を指導・助言し、浄化槽の転換工事を円滑に進めるためには、市町村に、環境省の宅内配管工事に対する補助制度を活用して頂くことが重要である。一部の都道府県においては単独処理浄化槽から浄化槽への転換に関する市町村に対する財政支援にすでに取組まれているところもあるが、これらの都道府県の取組とも連携して管内の市町村に宅内配管工事に対する補助制度を活用頂くように取り組みたい。

また、特定既存単独処理浄化槽に関する条文の縛りとして、″放置すれば生活環境の保全および公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れ″という部分があり、どのようなものが対象となるのか、その範囲については今後の検討項目である。

浄化槽関係者からは、この際にできるだけ広い範囲をとの声もいただいているが、一方で個人の財産権の問題もあるため、放置することで生活環境や公衆衛生に支障を生ずるおそれのあるものに限定していく必要がある。

改正の趣旨からすると、漏水・破損・変形等により交換が必要なものは含まれるのではないかと考える。それに加えて、単独浄化槽の種類について旧構造基準のものであって性能が良くないもの、例えば腐敗槽や全ばっき型もあるが、このようなものについて性能が劣化しているものや管理の状態が悪く、し尿の処理が不十分になることで周辺環境への影響も懸念されるものもある。対象となりうる単独処理浄化槽の考え方についても、我々も有識者の方々と相談しながら検討して、施行の際に示していきたい。

②浄化槽処理促進区域の指定

市町村は、市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水（以下「汚水」という。）の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができることとした。下水道事業では予定区域が法律で位置付けられているが、今後は公共下水道と併存する意味でも、それ以外の地域を積極的に“浄化槽処理促進区域”に設定していただくように取り組む。その上で、整備のツールとして公共浄化槽を選択していただくのか、あるいは個人設置型浄化槽整備事業を選択することになる。

なお、法施行後に新たに市町村設置型浄化槽を整備する場合は公共浄化槽となる。公共浄化槽を整備する場合は、浄化槽処理促進区域を指定したうえで公共浄化槽の設置計画を定めることとなるため、あらかじめ浄化槽処理促進区域について区域指定の準備を進めて頂くように取り組みたい。

③公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び市町村が管理する浄化槽を公共浄化槽と定義した。設置計画を作成しようとするときは、あらかじめ、浄化槽を設置することについて、土地の所有者及び建築物の所有者の同意を得なければならないこととし、排水設備の設置やくみ取り便所の水洗化に関する義務付け等を行うこととした。

これまでは予算制度で行っていた浄化槽市町村設置整備事業が法定化され、浄化槽の設置にあたっての手続きが整備されることにより、事前に接続の同意をした者には排水設備の設置などの接続義務が適用されるとともに排水設備を含めた公共浄化槽の設置にあたっての権利関係（排水設備等の検査、受忍義務等）が法律で明確になったことがメリットとし考える。併せて、公共浄化槽の設置計画を都道府県に協議をすれば、浄化槽法５条１項に示す設置届をしたとみなす規定が入ることから手続きの二重化を避けるようにしていく。

環境省としては、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の浄化槽への転換を市町村の意思でより積極的に進めることができる市町村設置事業を重視していたところであるが、この公共浄化槽制度を創設することも契機として、さらに地域内で PFI 等の民間活用や共同浄化槽と各戸設置浄化槽も組み合わせた地域の特徴に合わせた柔軟な整備手法をとることにより、効率的な公共浄化槽整備を進めるべく取り組んでいきたい。

２）浄化槽の管理に関する事項

①浄化槽台帳整備

浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、浄化槽台帳を作成することとした。都道府県が浄化槽台帳の整備を行うとともに、浄化槽台帳を活用し、定期検査の受検の指導を行うように取り組んでいきたい。

改正の趣旨からすると、設置情報のみならず法定検査や保守点検・清掃に関する情報も含めた内容とする予定である。そのためには、保守点検業者や清掃業者の皆様からも情報を徴収していく体制整備が必要となるとともに、最新の情報を更新するシステム化も必要となる。

浄化槽台帳システムは様々な浄化槽関係団体が地域ごとに取組んでいると承知しているが、それぞれの取組みを尊重しつつ将来的には集約してビックデータ管理も念頭に取り組む必要がある。今後、省令で浄化槽台帳の対象となる項目を定めることになるが、今後よく有識者のご意見も聞ききながら、設置、使用開始、廃止・休止、法定検査、保守点検・清掃について最低限必要となる項目について検討を行い、その考え方を示していきたい。

②使用の休止の届出の創設

浄化槽管理者は、浄化槽の清掃をしたときは、浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができることとし、休止期間中の保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除することとした。

浄化槽の使用休止手続きに関する清掃の要件化については、休止前に槽内の汚泥について清掃することが衛生面で必要ではないかということで位置づけられたものである。

今後、休止の考え方を明らかにすることや休止前や再開後の維持管理の扱いについて、有識者のご意見も聞きながら検討を行い、その考え方を示していきたい。

③協議会

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。

地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行うべく、協議会の設定が行われるように取り組む。

④浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加することとした。このため、浄化槽管理士の登録に関する条例において、研修の機会の確保に関する事項を追加頂くように取り組む。

なお、すでに都道府県において研修の機会を浄化槽協会等において確保されている場合はその活用をすることで差し支えないものと考える。一方で、研修の機会を得られる体制が確保されていない都道府県等において､新たな研修体制を構築する必要があることから、浄化槽管理士の国家資格の指定機関である日本環境整備教育センターと全国浄化槽団体連合会に対して、これらの都道府県等に協力していくように要請していく。

⑤環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこととした。

これまでも受検率の向上のために採水員制度の活用や事例集の周知等の各種施策を講じるとともに、今般の改正浄化槽法により浄化槽台帳や協議会を活用することで未受検者への指導がより進めやすくなるところであるが、改正法の施行にあたって、一部の都道府県を対象に今後の取組の意見交換をお願いしていく。

６．おわりに

今後の汚水処理施設の整備は中小市町村が中心となる中で、浄化槽は効率的に整備することが可能な汚水処理施設であり、これらの地域において、浄化槽の整備を面的に進めるためには、自治体による積極的な取組が必要である。

一方で、平成 29 年度の浄化槽の出荷基数は 10 年前の 68%に減少しており、特に住宅着工減により新設需要は減少傾向にある。未普及人口の６割近くが単独処理浄化槽の利用者であるが、循環型社会形成推進交付金の執行状況から単独処理浄化槽の転換による浄化槽の設置への費用の割合は全体の約 17%にとどまっており、この割合をさらに引き上げることが浄化槽の需要拡大さらには汚水処理施設の未普及解消につながるキーとなる。

昨年度においては、このような状況を打開するために、自由民主党・政務調査会における「汚水処理リノベーションの推進に向けて（提言)」（平成 30 年 5 月 17 日）を受け、浄化槽リノベーションが「骨太方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)」、「成長戦略（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)」等の政府の方針に位置づけられるとともに、改定された廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)」においても、市町村設置事業の実施や単独処理浄化槽の転換などの各種取り組みが位置づけられた。

この流れの中で、予算制度の大幅な改正と 14 年ぶりの浄化槽法の改正が実現のものとなり、単独処理浄化槽の転換をもっと強力に進めるためのツールが整備された。このツールを活用して単独処理浄化槽の転換を含めた浄化槽の面的整備を進めるためには、地方公共団体の皆さんの取り組みが重要であるとともに、浄化槽ユーザーの市民の皆さんへの働きかけが重要になる。

改正浄化槽法が 6 月 19 日に公布されたところで、来年 4 月 1 日の施行を目指すことになるが、環境省において有識者会議を設置して、浄化槽関係者のご意見も聞きながら検討を進めるとともに、年内には方向性を明らかにして浄化槽法の省令改正も行いつつ施行通知も発出して周知していけるように準備を進めていきたい。